

平成 30 年度

人 権 教 育 ・ 啓 発
事 業 実 施 計 画
(個 別 事 業)

京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

目 次

・ 知事直轄組織（知事室長）	・ ・ ・ ・ ・	1
・ 知事直轄組織（職員長）	・ ・ ・ ・ ・	1 0
・ 総務部	・ ・ ・ ・ ・	1 3
・ 政策企画部	・ ・ ・ ・ ・	1 5
・ 府民生活部	・ ・ ・ ・ ・	1 6
・ 府民生活部（人権啓発推進室）	・ ・ ・ ・ ・	2 5
・ 文化スポーツ部	・ ・ ・ ・ ・	3 6
・ 健康福祉部	・ ・ ・ ・ ・	4 3
・ 商工労働観光部	・ ・ ・ ・ ・	5 6
・ 農林水産部	・ ・ ・ ・ ・	5 9
・ 建設交通部	・ ・ ・ ・ ・	6 1
・ 教育庁	・ ・ ・ ・ ・	6 2
・ 警察本部	・ ・ ・ ・ ・	7 0

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
メディア関係者等に対する働きかけ		随時	府政記者等に対し、個々の事案発生時など、人権に配慮した取材・報道を要請する。 〔対象者及びその数〕 府政記者クラブ加盟17報道機関
新規・継続	継続		
担当課（室）	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	メディア関係者等		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
きょうと府民だよりの発行		8月 (人権強調月間) 12月 (人権週間) ほか	府政広報紙による人権啓発を実施する。 〔内 容〕 ・8月号：人権にかかわりのある特集記事を掲載 ・12月号：人権にかかわりのある特集記事を掲載 ・他月号：人権にかかわりのある記事（コラム）を掲載 〔数 量〕 毎月 1, 220, 000部 (別途文字拡大版 850部・点字版330部、テープ版・デージー版（CD）560本)
新規・継続	継続		
担当課（室）	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
テレビ番組放送 [みんなの京都ふらりー] (KBS京都「おやかまっさん」番組内)		随時	広報テレビ番組内で、人権啓発に関する情報を放送する。 [放送局] KBS京都 [放送内容] ・府職員が生出演し、人権に関する府政情報を広報
新規・継続	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
テレビスポット放送		5月 (憲法週間) 8月 (人権強調月間) 9月 (就職採用選考) 12月 (人権週間) 3月 (就職)	人権問題に関するスポット放送を行う。 [放送局] KBS京都 [放送内容] 各実施月に応じて構成した30秒スポット
新規・継続	継続		
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
ラジオ番組放送 [きょうとほっと情報]		5月	広報ラジオ番組において人権問題を啓発する内容を放送する。 [放送局] KBS京都 [放送内容] 各実施月に応じて構成
新規・継続	継続	8月	
担当課(室)	広報課	9月	
人権教育・啓発の対象・手法等		12月	
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
ラジオ番組放送 [Kyoto Prefecture Eyes]		8月	ラジオ番組内において人権月間・週間をお知らせする内容を放送する。 [放送局] エフエム京都 [放送内容] 人権強調月間及び人権週間に京都府の取組等を広報
新規・継続	継続	12月	
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
ラジオスポット放送		8月 12月	人権問題に関するスポット放送を行う。 〔放送局〕 エフエム京都 〔放送内容〕 各実施月に応じ、時宜に応じた内容で構成した30秒スポット
新規・継続	継続		
担当課（室）	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
ラジオスポット放送		12月	人権問題に関するスポット放送を行う。 〔放送局〕 KBS京都 エフエム京都 〔放送内容〕 人権週間をフォローする形で、若年層に訴える内容の20秒スポット
新規・継続	継続		
担当課（室）	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
生活サポート情報の提供		通年	<p>〔目的・概要〕 （公財）京都府国際センターホームページや携帯メールによる外国籍府民に対する生活情報の提供を行う。</p> <p>〔対象者及びその数〕 外国籍府民（約5万人）</p> <p>〔内容〕 （HP）英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語により提供（携帯メール）やさしいにほんご、英語、中国語、フィリピン語で配信</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

事業名		実施時期	概要
多言語による府政情報の発信		通年	<p>〔目的・概要〕 府のホームページ等を多言語化し、府政情報等を発信する。</p> <p>〔対象者及びその数〕 外国籍府民（約5万人）</p> <p>〔内容〕 ①府のホームページを多言語化（英語、中国語、韓国・朝鮮語） ②メールマガジン「Kyoto Prefecture Hot Information」（英語版）の発信（1回/月） ③留学生スタディ京都ネットワークによる総合的なポータルサイトにより、留学生支援情報を発信</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
外国籍府民共生施策懇談会		4～12月頃の期間	<p>〔目的・概要〕 外国籍府民の府政への参加を推進し、外国籍府民と共に生きる京都府づくりを進めるため、外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題等について意見を求め、知事に意見を報告する。</p> <p>〔対象者及びその数〕 外国籍府民（約5万人）</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委 員 16名以内 ・テ ー マ 外国籍府民が暮らしやすい多文化共生社会の形成を推進する施策や課題 ・開催回数 3回程度
新規・継続	継続		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

事業名		実施時期	概要
外国人研究者・留学生等のための居住支援		通年	<p>1 外国人研究者・留学生等に対する府営住宅への優先入居</p> <p>〔目的・概要〕 外国人研究者又は留学生等の世帯のために優先枠を設け、府営住宅への入居募集を実施する。</p> <p>〔内 容〕 6月、10月、2月に大学を通して入居者を募集</p> <p>2 短期滞在外国人研究者等のための住宅確保</p> <p>〔目的・概要〕 特別賃貸府営住宅を活用し、京都に短期間（原則1年以内）滞在する外国人研究者等に対して家具等を備えた住宅を提供する。</p> <p>〔内 容〕 主 体：KYOの海外人材活用推進協議会（事務局：京都府国際課） 確保住宅：岩倉長谷団地2戸、洛西竹の里団地1戸 提供時期：空室があれば随時、大学を通して入居者を募集</p> <p>3 「きょうと留学生オリエンテーションセンター」等の運営</p> <p>〔目的・概要〕 留学生宿舎「きょうと留学生オリエンテーションセンター」等を運営</p> <p>〔内 容〕 「きょうと留学生ハウス」や「きょうと留学生オリエンテーションセンター」に「留学生オリエンター」を配置し、日本の生活に不慣れな入居留学生に対して、生活ルールの指導や地域住民との交流事業等を企画・実施</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
外国人のための防災ガイドブック		通年	<p>〔目的・概要〕 普段生活する上で役立つ情報や風水害・地震などの災害が発生した際に役立つ情報を発信するため、(公財)京都府国際センターが作成する多言語による冊子の配布及びホームページへの掲載を行い、外国籍府民の災害時支援に資する。</p> <p>〔内 容〕 対象者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語 配布場所：府内市町村（外国人登録窓口） 地域の日本語教室 市町国際化協会 大学等のオリエンテーション (公財)京都府国際センター</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

事業名		実施時期	概要
外国人のための医療ガイドブック		通年	<p>〔目的・概要〕 京都府外国籍府民共生施策懇談会からの外国籍府民への医療に関する支援の必要性についての指摘を踏まえて、外国籍府民が日本の病院にかかるとき役立つよう日本の医療制度や役立つ会話集（体の部位、症状等）を作成し、ホームページに掲載する。</p> <p>〔内 容〕 対象者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
外国籍府民のための安心・安全情報の提供		通年	<p>〔目的・概要〕 京都府外国籍府民共生施策懇談会において出された意見を踏まえ、病気、火事、犯罪等の緊急時における連絡、対応方法等といった基本情報を記載したリーフレットを作成し、ホームページへ掲載を行い、外国籍府民の安心・安全な生活を支援する。</p> <p>〔内 容〕 対象者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

事業名		実施時期	概要
災害時支援体制の構築への支援		通年	<p>〔目的・概要〕 （公財）京都府国際センターが京都府と協働して、行政機関、市町村国際化協会やNPO団体と連携し、外国籍府民等に関する災害時支援体制の構築を図る。</p> <p>〔対象者及びその数〕 外国籍府民（約5万人）</p> <p>〔内 容〕 ①市町村国際化協会災害時支援ワーキング会議 ②各地（市町村域）の取組支援 ・現地災害多言語支援センター運営研修・訓練 ・外国人住民のための防災オリエンテーション、訓練 ③災害時外国人サポーター（（公財）京都府国際センターボランティア）等の募集・登録・研修</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要	要
日本語学習支援事業		通年	<p>〔目的・概要〕 外国人住民が日本の生活で必要になる日本語能力を身につけ、安心して生活できるようになるなど、地域において住みやすい地域づくりを推進する。</p> <p>〔対象者及びその数〕外国籍府民（約5万人）</p> <p>〔内容〕（公財）京都府国際センターが主体となって事業実施</p> <p>① モデル日本語教室の開催 府内各地でボランティアが支える地域日本語教室のモデル教室として、カリキュラムやテキストの作成、ボランティアの見学受け入れ等</p> <p>② 日本語学習支援ボランティアの新規養成講座の開催 府内各地で日本語学習支援に携わるボランティアを新規養成</p> <p>③ 日本語学習支援ボランティア研修会等の開催 地域日本語教室で活動するボランティアの育成</p> <p>④ 京都府北中部日本語教室ネットワーク会議等の開催 広域に分散して活動する地域日本語教室間をネットワークし、情報交換や共同事業を実施</p>	
新規・継続	継続			
担当課（室）	国際課			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	地域社会			
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法			
解決に資する人権問題等				
外国人				

事業名		実施時期	概要	要
外国につながりをもつ子どもに関わる教育支援事業		通年	<p>〔目的・概要〕 外国人住民の定着が進み、国籍や文化、習慣等に多様な背景を持つ子どもや保護者が増加していることから、（公財）京都府国際センターが学校関係者や支援ボランティアをサポートする各種情報の整備、提供等を実施する。</p> <p>〔対象者及びその数〕外国籍府民（約5万人）</p> <p>〔内容〕（公財）京都府国際センターが主体となって事業実施</p> <p>①多言語資料等の整備、提供 ・日本語を母語としない保護者のための「日本の学校生活ガイダンス資料」（支援者が、子どもや保護者に日本の学校生活について説明するための資料） 英語、中国語、フィリピン語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、スペイン語、ポルトガル語（日本語併記） ・バイリンガルを育てる（2言語以上の環境で子育てをしている保護者のための資料） 英語、中国語、フィリピン語、インドネシア語（日本語併記）、ベトナム語 ・外国人散在地域における外国につながりをもつ子ども・保護者とかかわる時のヒント～進路選択に関わって～ （支援者や学校関係者が、子どもや保護者と接する時の参考資料）日本語 ・母語支援活動に関わるパンフレット 日本語、中国語、フィリピン語</p> <p>②サポーター研修会の開催 ・教員、支援者、ボランティアを対象とする研修会</p>	
新規・継続	継続			
担当課（室）	国際課			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	家庭			
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法			
解決に資する人権問題等				
外国人				

【知事直轄組織（職員長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要																			
センター研修		随時	人権尊重の理念や人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を実施する。																			
新規・継続	継続		<p>〔内容〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>テーマ</th> <th>講師</th> <th>方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採用年次・職務等で指定する職員 約840名</td> <td>人権尊重の理念、人権問題の現状と課題、人権行政の動向等</td> <td>学識経験者</td> <td>講義・講演</td> </tr> <tr> <td>人権問題職場研修指導者・主任（新任） 約60名</td> <td>人権問題の現状と課題、人権行政の動向、研修企画・技法の習得等</td> <td>NPO法人等の役員 府職員等</td> <td>ワークショップ 等</td> </tr> <tr> <td>全職員 約1,400名</td> <td>人権の基本的考え方、様々な人権問題の現状と課題</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				対象者	テーマ	講師	方法	採用年次・職務等で指定する職員 約840名	人権尊重の理念、人権問題の現状と課題、人権行政の動向等	学識経験者	講義・講演	人権問題職場研修指導者・主任（新任） 約60名	人権問題の現状と課題、人権行政の動向、研修企画・技法の習得等	NPO法人等の役員 府職員等	ワークショップ 等	全職員 約1,400名	人権の基本的考え方、様々な人権問題の現状と課題		
対象者	テーマ						講師	方法														
採用年次・職務等で指定する職員 約840名	人権尊重の理念、人権問題の現状と課題、人権行政の動向等						学識経験者	講義・講演														
人権問題職場研修指導者・主任（新任） 約60名	人権問題の現状と課題、人権行政の動向、研修企画・技法の習得等						NPO法人等の役員 府職員等	ワークショップ 等														
全職員 約1,400名	人権の基本的考え方、様々な人権問題の現状と課題																					
担当課（室）	職員研修・研究支援センター																					
人権教育・啓発の対象・手法等																						
人権教育・啓発の場	企業・職場																					
特定職業従事者	公務員																					
人権教育・啓発の推進方策																						
解決に資する人権問題等																						
人権全般																						

事業名		実施時期	概要			
部局研修・職場研修		随時	人権問題の現状・課題についての認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を各所属ごとに実施する。			
新規・継続	継続		<p>対象 全職員（㊸実績 4,609名）</p> <p>実施 各部局</p> <p>テーマ 人権尊重の理念、様々な人権問題、人権に関わる問題事象等</p> <p>講師 学識経験者、府職員等</p> <p>方法 講義・講演、ワークショップ、体験学習、グループ討議等</p>			
担当課（室）	各部局主管課等					
人権教育・啓発の対象・手法等						
人権教育・啓発の場	企業・職場					
特定職業従事者	公務員					
人権教育・啓発の推進方策						
解決に資する人権問題等						
人権全般						

【知事直轄組織（職員長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
手話研修		1月～ 2月	<p>聴覚障害者との意思の疎通を円滑に行うため、手話に関する基礎的知識、技法を習得し、聴覚障害者問題に対する認識を深める。</p> <p>対 象 府民対応が多い職場の職員等（㉑実績 7名） 内 容 手話の基礎知識、聴覚言語の基礎知識、聴覚障害者のくらし、手話実技</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	職員研修・研究支援センター		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	公務員		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
参加研修 （人権大学講座）		7月～ 1月	<p>人権尊重の理念や人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための職場研修指導者に対する研修について、世界人権問題研究センター主催の人権大学講座への参加により実施する。</p> <p>対 象 人権問題職場研修指導者（㉑実績 169名） 内 容 講義、対談、ワークショップ</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	職員研修・研究支援センター		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	公務員		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（職員長）】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
自己学習支援		随時	府職員の人権意識の高揚に向けた自己啓発を支援するための人権関係情報の提供を行う。 対 象 全職員 内 容 センター実施の人権問題研修講演録等の職員ポータル「職員研修・研究支援」コーナーへの掲載（年3回）
新規・継続	継続		
担当課（室）	職員研修・研究支援センター		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	公務員		
人権教育・啓発の推進方策	人権教育啓発資料の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【総務部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
個人情報保護推進事業			(1) 事業の目的・概要 京都府の個人情報保護制度に係る啓発を行う。 (2) 内容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 ① 府ホームページ等における啓発 ② 府の担当者に対する研修・啓発 ③ 府内大学生に対する講義
新規・継続	継続		
担当課(室)	政策法務課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
社会の変化等による課題			

事業名		実施時期	概要
北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業		通年	(1) 事業の目的・概要 国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進する。 (2) 内容 ○事業種別 広報・啓発 ○テーマ等 1 北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)における啓発活動 ・府庁において啓発パネルを展示 ・府庁旧本館をブルーにライトアップ ・府民だより、ラジオ、京都駅前電光掲示板等による周知 ・法務省作成の啓発週間周知ポスターの掲示 2 その他 ・人権強調月間にあわせて4総合庁舎において啓発パネルを展示 ・「京都ヒューマンフェスタ」において啓発パネルを展示 ・国の拉致問題対策本部作成の拉致問題啓発ポスターの掲示 ・府ホームページによる周知
新規・継続	継続		
担当課(室)	総務調整課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
さまざまな人権			

【総務部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
府公用封筒による啓発		通 年	(1) 事業の目的・概要 府公用封筒に人権啓発標語を印刷することで、府民の人権啓発意識の高揚を図る。 (2) 内 容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 【標語】「知ろう 守ろう 考えよう みんなの人権」を府公用封筒に印刷 ○事業規模 府公用封筒（約56万通）に人権啓発標語を印刷。配布先は不特定多数
新規・継続	継続		
担当課（室）	入札課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【政策企画部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
公益財団法人世界人権問題研究センター 運営助成		通年	<p>公益財団法人 世界人権問題研究センターの運営に対して助成する。</p> <p>〔センターの目的〕 人権問題について世界的視野に立った調査・研究を行い、広範な学問分野で研究機関・研究者と連携交流を促進することにより、国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究の振興を図ることを目的とする。</p> <p>〔センターが行う主な事業〕 (1) 人権問題に関する調査・研究及び国際的な学術交流の推進 (2) 人権問題に関する文献・資料等の収集と提供 (3) 研究成果の公表のための図書の刊行及び講演会の開催等 (4) その他法人の目的の達するために必要な事業</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	企画総務課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	調査・研究成果の活用		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
犯罪被害者等支援活動推進費		通 年	<p>社会全体で犯罪被害者等をサポートできる環境づくりを推進するため、サポートチームによる総合的な支援と併せ、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターにおける犯罪被害者等への相談・支援体制の充実を図る。</p> <p>〔内容〕</p> <p>①市町村の相談窓口の充実と担当者の資質向上（㊟実績3回開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等支援施策担当者市町村研修会、メールマガジンの配信（㊟実績 12回発行） 対象者：市町村担当者等 <p>②犯罪被害者等への理解を促進するための広報啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命のメッセージ展（11/18 京都テルサで開催予定）（㊟実績 550人入場） 対象者：京都府民 ・ホンデリング・プロジェクト <p>犯罪被害者等支援に係る理解の促進と意識の向上を図ることを目的に、府職員や府民から書籍の寄贈を募る。寄贈された書籍を専門業者に売却し、売却代金を犯罪被害者支援センターに寄付する（㊟実績 市町村等 31団体で実施）</p> <p>③中高生等を対象とした「いのちを考える教室」の実施（㊟実績 16校で実施）</p> <p>対象者：府内の中高生、保護者、教職員</p> <p>④公益社団法人京都犯罪被害者支援センターへの支援</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	安心・安全まちづくり推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校・地域社会		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員 警察職員・公務員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法 相談機関連携充実 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

事業名		実施時期	概要
男女共同参画審議会開催費		通 年	<p>京都府男女共同参画推進条例及び男女共同参画社会基本法に基づき策定した「KYOのあけぼのプラン（第3次）後期施策－京都府男女共同参画計画－」の趣旨を普及啓発し、同プランに基づき施策を総合的かつ円滑に推進する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会の開催 ・男女共同参画推進本部、推進員会議の開催 ・男女共同参画に関する意見交換会の開催
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	すべての項目を包括		
特定職業従事者	〃		
人権教育・啓発の推進方策	〃		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
京都ウィメンズベース事業費		通年	<p>「輝く女性応援京都会議」のもと、労働局・府・京都市・経済団体が一体となって運営する女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」において、中小企業における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進を重点的に支援する。</p> <p>1 京都ウィメンズベース概要</p> <p>(1) 開設日時・場所 平成28年8月26日開設、京都御池第一生命ビル8F</p> <p>(2) 運営主体・事務局 輝く女性応援京都会議（事務局：京都労働局・京都府・京都市・京都商工会議所）</p> <p>(3) センター長 中西 たえ子（京都商工会議所女性会直前会長）</p> <p>2 実施事業</p> <p>(1) 「女性活躍・WLB企業応援チーム」による中小企業支援 社会保険労務士やキャリア・コンサルタントの資格を持つ「女性活躍・WLB推進マネージャー」により構成される「女性活躍・WLB推進企業応援チーム」が、中小企業に対して、「女性活躍推進法」に基づく事業主行動計画の策定と実行、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証の取得に向けた取組を支援</p> <p>(2) 京都ウィメンズベース・アカデミー 企業や社員が集い、研修・交流・政策立案・実践を行う場として、「京都ウィメンズベースアカデミー」を運営。管理職・人事担当者・女性社員・学生等あらゆる層を対象とした女性活躍研修、メンター（先輩）×メンティ（後輩）マッチング支援、新たな課題への対応策を研究する「京都ウィメンズベースラボ」事業を行う。</p> <p>(3) 輝く女性応援京都会議の運営 平成28年3月に策定した「京都女性活躍応援計画」に掲げる取組の実施状況の点検・評価、新たな取組の検討等を行う。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
輝く地域女性活躍推進事業費		通年	<p>「輝く女性応援京都会議（地域会議）」を各広域振興局ごとに運営し、地域における女性活躍支援体制を構築するとともに、市町村をはじめ多様な団体の交流や取組により、府内全域において女性の活躍の場を創出する。</p> <p>〔地域会議構成団体〕 ・府・市町村・女性団体・商工団体・農林水産団体・NPO 等</p> <p>〔内容〕 ・地域会議の開催 ・新たな取組の創出 等</p> <p>〔対象〕 京都府民</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民生活部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
輝く女性応援補助事業費		通年	<p>すべての女性が輝く京都づくりを推進するため、地域・職場で女性が輝くための取組経費に対する補助を行う。</p> <p>(1) 補助対象者 女性が輝くための取組を提案する個人、グループ、企業（地域） 事業主行動計画を策定した中小企業、企業グループ（職場）</p> <p>(2) 補助率 3/4（地域） 又は 2/3（職場）</p> <p>(3) 補助上限 1件 500千円（地域）、300千円（職場）</p> <p>(4) 採択方法 事業提案を募集し、京都府が選考</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会、企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
マザーズジョブカフェ推進費		通年	<p>子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援する。</p> <p>[内 容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業相談や保育相談の実施 ・就職活動中で保育を必要とされる方への一時保育 ・北京都ジョブパークマザーズジョブカフェの運営、巡回相談の実施 ・再就職に向けた、仕事と子育ての両立に役立つ情報の提供やパソコン講座等を実施 <p>[対 象]</p> <p>京都府民（女性）</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民生活部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
保育ルーム設置促進事業費		通 年	<p>乳幼児を持つ女性等の社会参画を促進するため、京都府が実施する行催事等に「保育ルーム」を設置する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象行事 府主催（府が団体等に委託して実施するものを含む。）の講演会、各種試験、職業訓練、イベント等の行催事で、事前に参加者から保育ルームの申込みを受け付ける事業 ・対象施設 事業実施担当課が実施会場に保育ルームを確保 <p>〔対 象〕</p> <p>各イベント参加者</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
男女共同参画センター運営助成費		通 年	<p>府の男女共同参画の推進に関する拠点施設である京都府男女共同参画センターの運営等に対して助成を行う。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民生活部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
情報提供事業費		通年	京都府男女共同参画センターの情報提供機能等を充実する。 ・男女共同参画社会づくりのための情報発信（チラシ、HP、メールマガジン等） ・男女共同参画に関する資料等の収集、発信
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
女性相談事業費		通年	女性が抱える様々な問題解決のためのアドバイスや、女性が生活する上で直面する女性に関わる問題、複合的な問題について相談・カウンセリングを実施する。 [内 容] ・女性相談（夫婦、親子関係、地域の人間関係、DV等、女性が生活の中で直面する悩みの相談 電話、面接：各週2回実施） ・労働相談（待遇や労働条件、セクハラ等、女性が仕事をする上で直面する悩みの相談 電話、面接：各週4回実施） ・女性のための法律相談（DV、離婚等、身近な法律上の問題についての相談 面接：月2回実施） ・女性のためのカウンセリング（性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート 面接：週1回実施） [会 場] 京都府男女共同参画センター
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民生活部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
ドメスティック・バイオレンス対策事業費		通年	<p>DV（ドメスティック・バイオレンス）の被害者支援や防止対策のため、徹底的な普及啓発活動や被害者の自立支援のためのグループワーク等を実施する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中啓発活動の実施 ・啓発、相談、保護・自立支援等に係る関係団体で構成する「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」の開催 ・自立支援グループワーク ・啓発講座 <p>〔会 場〕</p> <p>京都府男女共同参画センターほか</p> <p>〔対 象〕</p> <p>京都府民</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備、効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性、子ども、高齢者、外国人、犯罪被害者等			

事業名		実施時期	概要
高齢者等雇用環境整備事業費 （内職者団体補助）		通年	<p>内職者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、内職者団体の運営に対して助成する。</p> <p>〔助成対象〕</p> <p>3団体、2市</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民生活部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
地域団体育成費		通 年	府内の広域的な女性団体が行う啓発事業、健康関連事業、ネットワークづくり事業等に対して助成する。 [助成対象] 6 団体
新規・継続	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
KYOのあけぼのフェスティバル開催費		10月20日 (予定)	多世代が参画するワークショップ等幅広い府民の参加と協働による「KYOのあけぼのフェスティバル」を開催し、男女共同参画を推進する。 また、女性の能力発揮を促すための顕彰事業を実施 [内 容] ・シンポジウム、ワークショップ等 ・「京都府あけぼの賞」の授与 [会 場] 京都テルサ [対 象] 京都府民等
新規・継続	継続		
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民生活部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
女性リーダー育成事業費 (京都府女性の船事業)		9月7日～ 9月10日 (予定)	<p>地域づくり・NPO活動等に関心のある女性や、職場でさらに能力を発揮したい女性に、学習とネットワーク構築の機会を提供し、地域・職場の課題解決や社会・経済の活性化のために活躍する女性リーダーを育成する。</p> <p>〔内容〕 事前研修、現地研修（船内及び訪問先）、事後研修 （講義、課題別グループ学習・発表、訪問地の女性との交流等）</p> <p>〔訪問先〕 北海道</p> <p>〔対象〕 京都府内に居住又は勤務する概ね20歳以上の女性100名を募集</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
社会環境浄化推進費		通 年	<p>青少年を取り巻く社会環境浄化に係る経営者や地域住民等の自主的な取組を推進する。</p> <p>〔内容〕 審議会の開催、有害図書指定、店舗等への立入調査の実施、広報・啓発活動、インターネットの適切な利用を促進するための啓発活動</p> <p>〔対象者〕 京都府民</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	青少年課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
子ども			

【府民生活部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
青少年ネット被害対応事業費		通年	青少年自身では解決困難なインターネット上での誹謗中傷等による被害の未然防止、削除支援を行う。 [内容] 青少年ネット被害対応支援窓口、被害防止のためのフォーラム開催 [対象者] 府内の青少年及び保護者
新規・継続	継続		
担当課(室)	青少年課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
社会の変化等による課題			

事業名		実施時期	概要
消防職員 初任教育 消防職員 幹部教育初級幹部科		随時	<ul style="list-style-type: none"> 新たに消防職員として採用された者（京都市消防職員及びその各市町村等消防職員）に対して、人権問題について正しい理解と認識をさせるとともに、各種消防業務で適切な対応を行えることを目的とする教育を実施する（予定）。 ※京都市消防学校との共同で実施予定 現任消防職員（京都市消防職員を除く）を対象とした幹部教育（初級幹部科）については上記と同様に実施予定 [内 容] ア 日時等 (ア) 消防職員初任教育 平成30年4月～9月予定(講義時間数未定) (イ) 消防職員幹部教育初級幹部科 平成30年11月予定(講義時間数未定) イ 種 別：講義形式等 ウ 議題等：未定 エ 会 場：京都市消防学校 [対象者及びその数] ア 新たに消防職員として採用された者を対象とするもの(約105名) (内訳) (ア) 京都市消防職員：約40名 (イ) 京都市以外の消防職員：約65名 イ 現任消防職員（京都市消防職員を除く）を対象とするもの(約15名)
新規・継続	継続		
担当課(室)	府立消防学校		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	消防職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
同和問題			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権啓発イメージソング活用事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 世界人権宣言65周年記念として平成25年に制作し、「いじめや虐待などをなくし、お互いを支え合うことの大切さ」を訴える人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」と、平成28年に制作した子ども向けサブソング「えがおのおくりもの」を歌い広める活動を通して、人権尊重精神の浸透を図る。</p> <p>(2)内 容 ◆『「世界がひとつの家族のように」広め隊』の活動 〔事業種別〕 イベント開催 〔対象者〕 一般府民 〔内 容〕 大学生を中心とした『「世界がひとつの家族のように」広め隊』によるイメージソングPRイベントの実施等（学生との連携の取組）</p> <p>◆人権啓発ユニット派遣事業 〔事業種別〕 他主体との連携（イベント開催） 〔対象者〕 府内市町村 〔内 容〕 人権啓発イメージソングなどのミニコンサートや絵本のひろばや塗り絵コーナー、紙芝居の上演、映画の上映等で構成するユニットを、市町村の啓発イベント等へ派遣</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園等、学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権啓発ラジオ番組〔FM放送〕 「Voice To You」		通年	<p>(1)事業の目的・概要 主に若者層を対象に、人権について主体的に考える機会を提供することを目的に、若者が主たるリスナーになっているラジオ番組において、音楽アーティスト等が人権にかかわるメッセージを発信するコーナーを放送する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対象者〕 一般府民 〔放送局〕 エフエム京都 〔放送内容〕 音楽アーティスト等が人権にかかわりのあるテーマについて、自らの体験や思いをリスナーに語りかけるもの 〔出演者〕 音楽アーティスト等 〔放送回数〕 52回 〔時間枠〕 午後7時15分～7時20分（毎週木曜日）（予定）</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要	要
人権啓発に関するホームページ		通 年	(1)事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、府ホームページ及び人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」で、京都府及び京都人権啓発推進会議の取組に係る情報を提供する。 (2)内 容 [事業種別] 広報メディア活用 [対象者] 一般府民（主に府内各職場の研修指導者等を想定） [掲載内容] ◆府ホームページ ①京都府人権教育・啓発推進計画（第2次） ②京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の開催状況 ◆人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」 ①人権啓発事業、関係する市町村行事等の案内 ②人権に関する法律・制度等の紹介 ③人権啓発資料の紹介 ④相談窓口案内 ⑤京都人権啓発推進会議の取組紹介（イベント、コンクール、ラジオ等）	
新規・継続	継続			
担当課（室）	人権啓発推進室			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場				
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法			
解決に資する人権問題等				
人権全般				

事業名		実施時期	概要				
啓発資料等作成・配布			名称	内 容	数量	配布（掲出）計画	作成・配布時期
新規・継続	一部新規		人権口コミ講座	人権に関する様々な話題を取り上げた新聞広告記事「人権口コミ情報」を活用した啓発冊子	15,000	・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体	1月
担当課（室）	人権啓発推進室		じんけんぬりえ	幼少者向けに芸術系大学の協力を得て作成した人権尊重に関する啓発資料の配布	8,000	・イベント ・学校 ・幼稚園	4月
人権教育・啓発の対象・手法等			啓発ポスター	「人権週間」（12月）に人権尊重に係る社会的機運を醸成することを目的として、人権擁護啓発ポスターコンクール知事賞作品を活用したポスター	2,450	・市町村・府関係施設 ・学校・商業施設 ・推進会議構成団体 ・府内各駅等	11月
人権教育・啓発の場			人権カレンダー（点字版）	人権擁護ポスターコンクール優秀作品を活用した月めくり壁掛けカレンダー（点字併用）	3,500	・市町村・府関係施設 ・障害児（者）施設 ・推進会議構成団体 ・学校・入賞者	12月
特定職業従事者			性の多様性について考える啓発冊子（仮称）	府民に性的少数者（LGBT）や性の多様性に関する正しい知識を身につけてもらうための啓発冊子	10,000	・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体	2月
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備						
解決に資する人権問題等							
人権全般							

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
街頭啓発		8月 (人権強調月間)	(1)事業の目的・概要 人権強調月間及び人権週間を機に、人権尊重に関する社会的機運を盛り上げることを目的として、国、府内全市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等と連携して、府内各地で街頭啓発を実施する。 (2)内 容 [事業種別] 周知・啓発 [対象者] 一般府民 [実施概要] 啓発物品配布等（年間約140箇所で開催予定） [実施体制] 京都市内：京都人権啓発推進会議構成団体等により実施 府広域振興局管内：各広域振興局ごとに編成した実施組織により実施
新規・継続	継続	12月 (人権週間)	
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
新聞意見広告		5月 (憲法週間)	(1)事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「憲法週間」、「人権強調月間」、「人権週間」に人権を尊重することの大切さなどを訴えかけるため、新聞に啓発記事を掲載する。 (2)内 容 [事業種別] 広報メディア活用 [対象者] 一般府民 [掲載内容] 人権尊重に関するメッセージ、人権相談開催告知 など [掲載紙等] ・5月（憲法週間）： 京都新聞（15段） ・8月（人権強調月間）： 京都新聞（15段）、朝日・毎日・読売・産経（5段） ・12月（人権週間）： 京都新聞（15段）、朝日・毎日・読売・産経（5段）
新規・継続	継続	8月 (人権強調月間)	
担当課（室）	人権啓発推進室	12月 (人権週間)	
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
新聞意見広告〔人権口コミ情報〕		12月 (人権週間)	(1)事業の目的・概要 「人権週間」の啓発事業として、幅広い府民を対象に、人権について考える題材を提供するため、様々な人権に関する身近な話題を取り上げ、(公財)世界人権問題研究センターの協力を得て有識者の解説を加えた記事(全7話)を新聞に連載する。 (2)内 容 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対象者〕 一般府民(京都新聞購読数:約45万5000部) 〔掲載内容〕 時々の身近な人権に関わる話題を中心にテーマを選定 〔掲載紙〕 京都新聞 〔段 数〕 各話2段 〔期 間〕 人権週間(12/4~10)を中心に掲載
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権啓発ラジオコーナー番組〔AM放送〕 「ほっかほか人権情報」		8月 (人権強調月間) 12月 (人権週間)	(1)事業の目的・概要 情報ワイド番組のパーソナリティと人権問題の解決に取り組むNPO関係者や学識経験者等の対談を通じて、人権問題の現状や課題、解決へ向けた方策等について、情報発信する。 (2)内 容 〔事業種別〕 広報メディア活用 〔対象者〕 一般府民 〔放送局〕 KBS京都 〔放送内容〕 人権に関する正しい知識や最新の情報についての解説 〔出演者〕 NPO法人関係者や学識経験者等 〔放送回数〕 5回(予定) 〔時間枠〕 午前9時35分~9時45分(予定)
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
京都ヒューマンフェスタ2018		11月	<p>(1)事業の目的・概要 世界人権宣言70周年記念事業として、幅広い府民を対象に、人権問題について主体的に学ぶ機会を提供することを目的に、親しみやすい人権啓発総合イベントとして人権問題に取り組むNPO法人、大学等と連携して開催する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 イベント開催 〔対象者〕 一般府民 〔目標参加者数〕 4,000人 〔主催〕 京都府・京都人権啓発推進会議・京都人権啓発活動ネットワーク協議会など 〔会場〕 京都テルサ（京都市） 〔内 容〕 ・講演会、子ども向けイベント ・人権関係NPO法人、府民団体等活動紹介（ステージ発表・展示） ・大学と連携した展示等（人権啓発資材提案、ユニバーサルデザイン体験、似顔絵コーナー等） ・人権啓発パネル展 ・人権相談 ・人権擁護啓発ポスターコンクール表彰式及び展示 ・「世界人権宣言70周年京都アピール」の発信 ほか</p>
新規・継続	拡充		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権フォーラム		未定	<p>(1)事業の目的・概要 人権について正しい知識を発信し、府民の人権擁護意識の高揚を図るため、（公財）世界人権問題研究センターと連携し、人権フォーラムを開催する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 イベント開催 〔対象者〕 一般府民</p> <p>○「LGBT」をテーマとしたフォーラムの開催 〔開催時期〕 未定 〔内 容〕 学識経験者による講演等</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	調査・研究成果の活用、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
さまざまな人権問題			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権擁護啓発ポスターコンクール		募集期間 7～9月	(1)事業の目的・概要 小・中・高校生を対象に、人権啓発ポスターの制作を通じて、基本的人権に対する一層の理解を深め、人権尊重の精神を培うことを目的に絵画作品のコンクールを実施する。 (2)内 容 [事業種別] コンクール [対象者(応募資格)] 府内の小・中・高・特別支援学校・外国人学校に通学する児童・生徒(約27万人) [募集目標] 5000人 [表彰] 知事賞、京都市長賞等京都人権啓発推進会議構成団体各賞、優秀賞及び佳作 [その他] 優秀作品を展示するとともに、啓発資材として作品を活用
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権啓発指導者養成研修会		7月 8月 (人権強調月間)	(1)事業の目的・概要 府職員をはじめ、市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等の職員も対象に、職場や地域など府民の身近なところで人権啓発を企画・実施する指導的人材を養成することを目的として研修会を実施する。 (2)内 容 [事業種別] 研修会 [対象者] 府人権啓発指導員・推進員(122名) 市町村管理職相当職員(各1名程度×26市町村) 京都人権啓発推進会議構成団体の管理職相当職員(各1名程度×11団体)等 [内 容] 人権問題に関する識者の講義等 [講義数・日数] 講義数:5 日数:3日 (予定) [会 場] 京都府内
新規・継続	継続		
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者	公務員		
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成、 調査・研究成果の活用		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会		6月 1月	<p>(1)事業の目的・概要 人権に関する複雑・多様な相談に、各相談機関が連携協力して対応できるようにするため、「府民の人権を守る相談ネットワーク（府庁内組織：平成19年2月設置）」の担当職員の資質や能力の向上、交流促進を目的として研修会を実施する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 研修会 〔対象者〕 府（「府民の人権を守る相談ネットワーク」構成機関）の担当職員（各1名×18機関） 市町村の人権啓発や相談機関の担当職員（各1名×26市町村） 国機関の担当職員【法務局、人権擁護委員、労働局】（各1名×3機関） 〔内 容〕 相談能力や資質向上と担当職員の交流促進 〔講義数・日数〕 未定（2回実施） 〔会 場〕 京都市内</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者	公務員		
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権問題法律相談 （京都府人権リーガルレスキュー隊）		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 自身又は関係者に関わる差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、司法的救済を中心に、問題点の整理や解決の方策を弁護士に相談する窓口を設置することで、部落差別や外国籍の方、LGBTの方などへの差別、インターネット上も含む誹謗中傷による人権侵害の防止、被害回復を図るための法律相談を実施する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕 相談窓口 〔対象者〕 府民（在勤者、一時滞在者を含む）</p> <p>○電話相談 〔開設時間〕 平日午後（2時間）</p> <p>○面接相談 ※事前予約制 【昼間】〔場 所〕 府庁、宇治、亀岡、舞鶴、峰山総合庁舎 〔開設時間〕 平日午後（半日） 【夜間】〔場 所〕 京都弁護士会京都駅前相談センター 〔開設時間〕 平日夜間（2時間半）</p>
新規・継続	拡充		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実、 国、市町村、民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
京都人権啓発行政連絡協議会事業		10月 2月	<p>(1)事業の目的・概要 京都人権啓発行政連絡協議会（京都地方法務局（事務局）、近畿財務局京都財務事務所、京都労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿地方整備局、京都府及び京都市の9機関で構成）の一員として、府内企業（探偵業、結婚相談所含む）を対象に人権問題について正しい理解と認識を深めるために研修会等を実施する。</p> <p>(2)内 容 ◆企業対象人権研修会 〔事業種別〕他主体との連携（研修会） 〔対象者〕府内企業・事業所（約7,000社） 探偵業者（約90業者）等 〔会場〕京都市内</p> <p>◆企業内人権啓発推進員設置勧奨 〔事業種別〕他主体との連携（周知・啓発） 〔対象者〕府内企業・事業所（約7,000社） 〔内 容〕府内の事業所に対し、企業内人権啓発推進員の設置勧奨文書の送付 等</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業		通 年	<p>(1)事業の目的・概要 京都人権啓発活動ネットワーク協議会（京都地方法務局（事務局）、京都府人権擁護委員連合会、京都府、京都市、府市の社会福祉協議会で構成）に参画して啓発活動を実施する。</p> <p>(2)内 容 〔事業種別〕他主体との連携（周知・啓発） 〔対象者〕一般府民 〔内 容〕・京都ヒューマンフェスタ等の人権啓発事業の共催 ・府民への情報提供（ホームページ開設） ・Jリーグと連携した啓発事業 等</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
インターネット上の人権侵害等についての啓発		通 年	(1)事業の目的・概要 関係行政機関等と連携し、インターネット上の人権侵害等について啓発するための府民講座（研修会）を開催する。 (2)内 容 [事業種別] 他主体との連携（研修会） [対象者] 一般府民（PTA、自治会 など） [内 容] 情報リテラシー、インターネットの危険性と対処方法、リスク情報の提供、情報モラルの向上など [実施方法] 市町村が実施する各種講座、研修会、イベント等を共同実施（講師派遣等） [時期・回数] 未 定
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会、学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
社会の変化等による課題			

事業名		実施時期	概要
隣保館における相談機能の充実へ向けたモデル事業（頼れる隣保館づくり）		通 年	(1)事業の目的・概要 部落差別解消法第4条の規定による市町村における相談体制の充実に向けて重要な役割を担う施設としての隣保館の今後の方向性を検討するため、モデル事業を実施する。 (2)内 容 [事業種別] 他主体との連携（相談機能の充実） [対象者] 隣保館の所在する府内市町 [内 容] モデルケースとなる隣保館において以下の取組を行い、その成果及び課題を検証の上、あるべき姿を明確にし、各隣保館と共有するとともに、地域事情に応じて活用。 ① 隣保館における相談事業の現状把握・分析 ② 住民にとって利用しやすい相談事業の実践・検証 ③ 課題解決のためのネットワークづくり 等
新規・継続	新規		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	公務員		
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携 相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
同和問題			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権啓発活動再委託事業		通年	(1)事業の目的・概要 市町村が行う地域に密着したきめ細かい人権啓発の取組に対する財政支援を行う。 （国庫委託による人権啓発活動の市町村への再委託） (2)内 容 [事業種別] 財政支援 [対象者] 府内市町村（京都市を除く） [対象事業] ①講演会 ②資料作成 ③広告放送 ④新聞等広告 ⑤研修会 ⑥その他の事業（イベント、啓発物品の作成等） ⑦地域人権啓発活動活性化事業（人権啓発ネットワーク協議会と連携した人権啓発フェスティバル・人権の花運動等） [支援措置] 委託対象経費の10/10
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権問題啓発補助事業		通年	(1)事業の目的・概要 市町村等が地域の状況を踏まえて実施する人権啓発の取組（研修会事業等）に対する財政支援（市町村の啓発事業に対する府の単独補助）を行う。 (2)内 容 [事業種別] 財政支援 [対象者] 府内市町村（京都市を除く） [対象事業] ①人権問題に関する講演会及び研修会 ②人権問題に関する啓発資料の作成 ③その他（人権啓発事業に要する資材の購入、人権教育・啓発を推進するための市町村計画の策定に係る経費等） [補助率] 1/2
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
地域交流活性化支援事業		通年	(1)事業の目的・概要 市町村等が隣保館等を活用して実施する地域住民の交流を促進し相互理解やコミュニティーの形成等を図るための取組に対する財政支援（市町村の事業に対する府の単独補助）を行う。 (2)内 容 [事業種別] 財政支援 [対象者] 府内市町村（京都市を除く） [対象事業] ①地域交流事業 ②地域力活用事業 ③課題対応支援事業 [補助率] 1/2
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権啓発地域活動事業		8月 (人権強調月間) 12月 (人権週間)	(1)事業の目的・概要 幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「人権強調月間」や「人権週間」の時期に、人権の大切さなどを訴えかけるため各広域振興局が庁舎や地元産品などを活用して啓発事業を実施する。 (2)内 容 [事業種別] 周知・啓発 [対象者] 一般府民 [内 容] 各広域振興局管内での啓発事業 ・人権啓発標語看板付きプランター花壇の設置 ・市町村のイベント等における資料展示 ・地元産品を活用した啓発物品の作成 等
新規・継続	継続		
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権教育資料の作成		3月	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>私立学校における人権教育の推進に資するため、教職員の参考として人権教育・啓発に関する資料を掲載した「人権教育資料」を作成・配布する。</p> <p>(2)内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業種別 資料作成 ○テーマ等 未定 ○事業規模 <ul style="list-style-type: none"> ・数 量 5,800部 ・配 布 先 府内の私立学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校・各種学校）
新規・継続	継続		
担当課（室）	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
「京都府生涯学習・スポーツ情報」事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>府民の自主的な学習活動を支援するため、府内で開催する各種講座等の情報の提供を行う。</p> <p>(2)内 容</p> <p>京都府、府教育委員会、市町村、市町村教育委員会、大学等が府内各地で開催する講座、教室等の情報を整理・体系化し、京都府生涯学習・スポーツ情報サイトで広く府民に情報を提供する。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	文化政策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校 地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要	要
人権教育授業 (医学部医学科)		4月 ～ 3月 計9回 各回1.5h	(1)事業の目的・概要 府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。 (2)内 容 ○事業種別 授業(講義) ○テーマ等 [科目名] 総合講義(人権教育) [講師] 静岡大学 准教授 山本崇記 他8名 ○事業規模 [対象者] 医学部医学科生 [参加者] 各回 約100名	
新規・継続	継続			
担当課(室)	府立医科大学			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	学校			
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法			
解決に資する人権問題等				
人権全般				

事業名		実施時期	概要	要
人権教育授業 (医学部看護学科)		4月 ～ 9月 計15回 各回1.5h	(1)事業の目的・概要 府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。 (2)内 容 ○事業種別 授業(講義) ○テーマ等 [科目名] 人権論 [講師] 子ども・若者支援専門職養成研究所(奈良教育大学内) 研究員・事務局長 川野 麻衣子 ○事業規模 [対象] 医学部看護学科生 [参加者] 各回 約90人	
新規・継続	継続			
担当課(室)	府立医科大学			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	学校			
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法			
解決に資する人権問題等				
人権全般				

【文化スポーツ部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権教育授業		前期 平成30年 4月 ～ 8月 後期 平成30年 10月 ～ 平成31年 2月	(1) 事業の目的・概要 府立大学学生の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。 (2) 内 容 ○事業種別 授業 ○テーマ等 教養教育科目（予定） ・人権論Ⅰ－法・思想・歴史－（前期） 「人権思想」、「宗教と人権問題」、「ヘイト・スピーチの事例から」など14テーマにわたるリレー講義 ・人権論Ⅱ－学問研究と社会倫理－（後期） 「インターネットと人権」、「生命倫理について考える」、「環境設計における個人差の配慮」など14テーマにわたるリレー講義 ○事業規模 対象者：学部生、参加者数：各期100人
新規・継続	継続		
担当課（室）	府立大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
私立幼稚園人権教育研修会		3月	(1) 事業の目的・概要 各園教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各園で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施する。 (2) 内 容 ○事業種別 研修会・講演会 ○テーマ等 未定 ○事業規模 ・対 象 私立幼稚園の設置者、園長、教諭等（参加者数：約100名） ・会 場 京都私学会館
新規・継続	継続		
担当課（室）	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園等		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
私立小・中・高等学校人権教育研修会		12月	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施する。</p> <p>(2)内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業種別 研修会 ○テーマ等 未定 ○事業規模 <ul style="list-style-type: none"> ・対 象 私立小・中・高等学校の設置者、校長、教諭等（参加者数：約50名） ・会 場 京都私学会館
新規・継続	継続		
担当課（室）	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
私立専修・各種学校人権教育研修会		12月	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施する。</p> <p>(2)内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業種別 研修会 ○テーマ等 未定 ○事業規模 <ul style="list-style-type: none"> ・対 象 私立専修・各種学校の設置者、校長、教員等（参加者数：約50名） ・会 場 京都私学会館
新規・継続	継続		
担当課（室）	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
私立学校人権研修フィールドワーク（全校種対象）		11月	<p>(1) 事業の目的・概要</p> <p>各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、人権ゆかりの地を現実に訪ねて、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施する。</p> <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業種別 フィールドワーク ○テーマ等 「同和問題をはじめとする様々な人権問題の早期解決を図るための多面的な研修」 ○事業規模 <ul style="list-style-type: none"> ・対 象 私立幼稚園、小・中・高等学校、専修学校・各種学校の設置者、校長、教諭等（参加者数：約30名） ・会 場 未定
新規・継続	継続		
担当課（室）	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
同和問題			

事業名		実施時期	概要
教職員人権啓発研修		12月	<p>(1) 事業の目的・概要</p> <p>人権全般に係る項目、医療に係る項目、各種人権問題（京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）に掲げられている課題）に係る項目を中心とした研修会を実施する。</p> <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業種別 研修会・講演会、講演録作成：各テーマ2回×1.5h ○テーマ等 人権問題全般、医療と人権、ワークライフバランス、各種人権問題など4種類（具体的なテーマ、講師等は未定） ○事業規模 <ul style="list-style-type: none"> 〔対 象〕 教職員 〔会 場〕 本学及び附属北部医療センター 〔参加者〕 約1,800人
新規・継続	継続		
担当課（室）	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員 医療関係者		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
教職員人権問題研修・学習会		平成30年 9月 ～ 平成31年 3月	<p>(1) 事業の目的・概要</p> <p>府立大学の教職員を対象に、基本的人権の尊重や人権侵害の防止に対する意識の向上を図るため、広く人権問題全般について今日的に重要なテーマに関する研修・学習会を実施する。</p> <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業種別 研修会など ○テーマ等 未定（人権委員会、男女共同参画推進委員会、ハラスメント防止委員会等で検討・決定） ○事業規模 対象：本学教職員、参加者数：約220人
新規・継続	継続		
担当課（室）	府立大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
看護師新規採用者人権研修		4月	<p>(1) 事業の目的・概要</p> <p>医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権啓発について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。</p> <p>(2) 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業種別 研修会・講演会 ○テーマ等 「人権問題について」 講師：元岐阜大学教授 藤田敬一 ○事業規模 [対象] 新規採用看護師 [会場] 本学 [参加者] 約90人
新規・継続	継続		
担当課（室）	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	医療関係者		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
研修医オリエンテーション		4月	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権啓発について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。</p> <p>(2)内 容</p> <p>○事業種別 研修会・講演会 ○テーマ等 「人権問題について」 講師：元岐阜大学教授 藤田敬一 ○事業規模 [対 象] 平成30年度研修医 [会 場] 本学 [参加者] 約90人</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	医療関係者		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
宗教法人関係者人権問題研修会		9月・11月	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>宗教団体あるいは地域社会における指導的な立場にある宗教法人関係者に対し、人権問題についての正しい理解と認識を一層深めるとともに、差別のない明るい社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>(2)内 容</p> <p>○事業種別 研修会 ○テーマ等 「世界の平和と21世紀の人権確立及び豊かな人権文化を育むために人権の視点より宗教を考える。」 ○事業規模 ・対 象 宗教法人関係者（参加者数：200～300名） ・会 場 南部地域会場（船井郡以南の宗教法人対象）、北部地域会場（綾部市以北の宗教法人対象）</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要												
看取りプロジェクト推進事業		通 年	<p>超高齢社会を目前に控え、住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを送ることができる社会を実現するため、療養する場所や医療・介護等が柔軟に選択できる環境と体制を構築する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看取りについて考える府民意識の醸成（看取り事例の発信やラジオリレートーク等） ・看取りサポート専門人材の養成（医師・看護師・介護支援専門員・介護職員）など <table border="1"> <tr> <td>対 象</td> <td>研修実施日数</td> <td>目標人数</td> </tr> <tr> <td>看 護 師</td> <td>全3日研修×1回</td> <td>最終日は看護師・100人</td> </tr> <tr> <td>介護支援専門員</td> <td>全3日研修×1回</td> <td>ケアマネ合同研修100人</td> </tr> <tr> <td>施設介護職員</td> <td>全3日研修×2回</td> <td>（府域1・京都市域1）50人</td> </tr> </table>	対 象	研修実施日数	目標人数	看 護 師	全3日研修×1回	最終日は看護師・100人	介護支援専門員	全3日研修×1回	ケアマネ合同研修100人	施設介護職員	全3日研修×2回	（府域1・京都市域1）50人
対 象	研修実施日数			目標人数											
看 護 師	全3日研修×1回			最終日は看護師・100人											
介護支援専門員	全3日研修×1回			ケアマネ合同研修100人											
施設介護職員	全3日研修×2回			（府域1・京都市域1）50人											
新規・継続	継続														
担当課（室）	高齢者支援課														
人権教育・啓発の対象・手法等															
人権教育・啓発の場	地域社会、家庭、企業・職場														
特定職業従事者	医療関係者、保健福祉関係者														
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、指導者の養成														
解決に資する人権問題等															
高齢者															

事業名		実施時期	概要
高齢者総合相談センターの運営		通 年	<p>高齢者が抱える各種の心配、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、社会参加の意欲のある人には活躍の場となる情報など、幅広い情報を提供する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談（高齢者及びその家族等からの相談対応） ・専門相談（法律相談等） ・情報提供（高齢者、高齢社会、地域情報等に関する各種情報の収集及び提供） <p>〔実施法人〕</p> <p>（公財）京都SKYセンター内に設置。同センターに運営委託</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	高齢者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関相互の連携・充実 国、市町村、民間団体等との連携・協働		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
認知症総合対策事業			<p>認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への集中的な支援や居場所づくり等、地域で完結できる認知症ケア体制の構築を図る。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センターの設置（府内8カ所） 認知症の専門医や相談員を配置し、認知症疾患における鑑別診断・相談体制や地域の医療ネットワークにより途切れないケア体制を構築する。 ・認知症初期集中支援チームの設置（全市町村） 認知症初期の段階で認知症の人や家族に関わり、症状や病気の進行状況に沿った対応等についてのアドバイスを行う等、自立生活のサポートを実施する。 ・認知症カフェの設置（全市町村） 認知症初期（軽度）の人が専門職や地域と関わりを持ちながら「集う場」の設置を推進する。 ・認知症啓発の強化 認知症に対する理解向上を図るため、保健所ごとに設置された認知症啓発部隊と連携した啓発活動を展開する。 ・医療・介護人材育成・多様な相談窓口の設置 医師や看護師等専門職向けの認知症対応力向上研修の実施 早期発見につなげるための認知症コールセンターの設置 地域相談窓口の設置 ・若年性認知症対策の推進 若年性認知症コールセンターの設置 産業医や支援者の養成や相談会の開催 若年性認知症支援コーディネーターの設置 ・「京都高齢者あんしんサポート企業」の養成 ・キャラバンメイト及び認知症サポーター養成の推進
新規・継続	継続		
担当課（室）	高齢者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会、家庭、企業・職場		
特定職業従事者	医療関係者、保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成、国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

事業名		実施時期	概要
高齢者の権利擁護の推進		通年	<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築する。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待に関する実態調査による状況分析 ・高齢者虐待に係る市町村の対応について、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターが支援することにより、高齢者の権利擁護を図る。
新規・継続	継続		
担当課（室）	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
障害者の権利擁護の推進		通年	<p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制を構築する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待に関する実態調査による状況分析 ・障害者虐待に係る市町村の対応について、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターが支援することにより、障害者の権利擁護を図る ・虐待防止体制を強化するため、市町村職員、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等への研修等を実施する。
新規・継続	継続		
担当課（室）	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
障害のある人			

事業名		実施時期	概要
発達障害者支援体制整備事業 (障害者自立支援費)		事業ごと	<p>発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センター「はばたき」の設置 (個別支援、他機関支援、支援ネットワークの構築、研修、啓発講演会、情報提供) ・発達障害者圏域支援センターの設置(府内6ヶ所 通年) (相談、地域支援ネットワークの構築、ケース会議) ・発達障害啓発週間、世界自閉症啓発デーの啓発行事の実施 (京都タワー等ライトアップ、関係団体と連結したイベントの実施) 等
新規・継続	継続		
担当課（室）	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
障害のある人			

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要	要
発達障害者支援体制整備事業 (障害児自立支援費)		事業ごと	発達障害児の早期発見・早期療育を行う市町村への補助、人材育成、診療体制拡充を行う。 [内 容] ・「発達相談・地域支援センター(仮称)」での相談支援 ・発達障害児に対する療育(SST・ペアトレなど)を実施(市町村補助) ・発達クリニックの実施(医療面からの専門的チェック・相談) ・臨床心理士、保健師、保育士・幼稚園教諭等への研修 ・子ども発達支援センターでの診療体制の拡充、医師への研修 等	
新規・継続	継続			
担当課(室)	障害者支援課			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	地域社会			
特定職業従事者	医療関係者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法			
解決に資する人権問題等				
障害のある人				

事業名		実施時期	概要	要
障害者に対する理解と交流促進活動		事業ごと	「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害の有無にかかわらず誰もがお互いを思いやる共生社会の実現に向け、障害者に対する理解促進や府民との交流を目的とした各種事業等を実施する。 [内 容] ・障害者への合理的配慮の理解促進を図るため、企業・団体等に対する出張講座等の開催 ・「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の開催(5月) (スポーツコーナー、ウォークラリーコーナー、ふれあいコーナー) <場所：府立丹波自然運動公園(京丹波町)> ・「障害者週間」啓発活動促進事業(12月) (障害者のつどい、啓発ポスター、体験作文コンクール) ・障害者芸術創造事業(芸術作品展の実施) (「きょうと障害者文化芸術推進機構」の運営、「共生の芸術祭」の開催等) ・全国車いす駅伝競走大会(3月) (全国規模の障害者スポーツイベント、都道府県対抗車いす駅伝) 等	
新規・継続	継続			
担当課(室)	障害者支援課			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	地域社会			
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策				
解決に資する人権問題等				
障害のある人				

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
聞こえに障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会作り推進事業		事業ごと	<p>「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例」に基づき、共生社会の実現にむけ、手話や聞こえに障害のある方への理解促進等を目的とした各種事業等を実施する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話やコミュニケーション教室等の実施 ・「聞こえのサポーター」の養成 ・府主催イベント等における手話や要約筆記の実施
新規・継続	新規		
担当課（室）	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
障害のある人			

事業名		実施時期	概要
児童虐待等総合対策事業（オレンジリボンキャンペーン）		11月	<p>11月の児童虐待防止月間中に児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンを展開して効果的な取組を実施する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府児童福祉施設連絡協議会、地域スポーツ活動等と協働した啓発 等
新規・継続	継続		
担当課（室）	家庭支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会、家庭		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
子ども			

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要	要
性暴力被害者ワンストップ相談支援センター事業		通 年	<p>行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援（医療、相談・カウンセリング等心理的支援、法的支援等）をワンストップで提供することで、被害者の心身の負担軽減とその回復を図るとともに、被害の潜在化を防止し、性暴力のない社会づくりを目指す。</p> <p>〔内 容〕</p> <p style="text-align: center;">サ ラ</p> <p>性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）による相談支援対応 心身共に大きなダメージを受けた被害者に寄り添い、被害直後から心身のケアを行う。</p> <p>性被害者に対する相談・支援ネットワークの強化 関係機関と連携の状況を検証し、医療機関、警察等とのさらなる連携を推進強化</p> <p>性暴力被害者の潜在化防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性暴力被害に対する正しい知識の普及啓発 ・被害が潜在化しないようための啓発実施 	
新規・継続	継続			
担当課（室）	家庭支援課			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	学校			
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法			
解決に資する人権問題等				
女性、子ども、犯罪被害者等				

事業名		実施時期	概要	要
自殺防止総合対策事業		事業ごと	<p>悩み苦しむ人を孤立させず、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う京都府づくりを進めるため、京都府自殺対策推進計画に基づき、若者の自殺予防、自殺未遂者や自死遺族への支援等の自殺対策を総合的に推進する。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「京都いのちの日」シンポジウムの開催 ・インターネット広告等を活用した支援情報の提供 ・小中高校生を対象にした自殺予防教育の実施 ・民間団体等支援人材交流会の開催 ・大学コンソーシアム京都における自殺対策に関する連続講座の開講 ・学生を対象としたメンタルヘルス対策 ・ゲートキーパーの養成 	
新規・継続	継続			
担当課（室）	福祉・援護課			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	学校、地域社会、家庭、企業・職場			
特定職業従事者				
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成 資料等の整備 効果的な手法 調査・研究成果の活用 相談機関連携の充実 国・市町村・民間との連携			
解決に資する人権問題等				
社会の変化等による課題				

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
ハンセン病問題啓発事業		6月	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）を中心とした各種啓発活動を行う。
新規・継続	継続		[内 容] ・府内高校3年生全員に啓発リーフレットを配布 ・ハンセン病療養所入所者と中高生との交流会（8月頃）（参加者数 約30人） ・ふるさと墓参等里帰り事業（10月頃） ・府広報誌、入所者作品及びパネルのロビー展示による啓発
担当課（室）	健康対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
ハンセン病・感染症・難病患者等			

事業名		実施時期	概要
エイズに関する普及啓発事業		12月	京都府エイズ予防月間における各種啓発活動の強化を図る。
新規・継続	継続		[内 容] ・保健所の出張型予防教育・研修会の開催 （対象者：中学、高校、大学生等、回数：約15回、人数：約1,000人） ・エイズ等予防啓発ボランティアグループ（紅紐）による啓発 ・啓発資材（ポスター、パンフレット等）配布 ・府広報媒体、ロビー展示による啓発 ・エイズ検査・相談体制の拡充
担当課（室）	健康対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
ハンセン病・感染症・難病患者等			

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
健康福祉部関係団体職員人権研修（健康福祉関係者）			健康福祉関係団体職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深める研修を実施する。
新規・継続	継続		〔内 容〕 ・講 演 ・グループ討論等 〔対象団体等〕 （公社）京都府栄養士会、（公社）京都府看護協会、（公社）京都府介護支援専門員協議会、京都府食生活改善推進員連絡協議会、（一社）京都府理学療法士会、（一財）京都予防医学センター、京都府赤十字血液センターほか 〔日 数〕 2日 〔会 場〕 ルビノ京都等
担当課（室）	健康対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
生活保護関係職員研修会		7月	府職員だけでなく市町村の職員も対象に、生活困窮に至った地域住民と直接関わりを持つ生活保護関係職員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について、正しい理解と認識を深めるため、ケースワーカー等を対象とした研修会を実施する。 〔主 催〕 京都府 〔会 場〕 京都市内 〔内 容〕 ・新任職員研修：2日×2回（7月・2月） ※対象人員 延べ約60名 ・関係職員研修：1日×1回（11月） ※対象人数 約30名 ・就労支援員会議：1日×1回（1月） ※対象人数 約20名
新規・継続	継続	11月	
担当課（室）	福祉・援護課	1月	
人権教育・啓発の対象・手法等		2月	
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
生活保護査察指導員会議		7月 1月	<p>府職員だけでなく各市職員も対象に、生活保護行政を担う職員を指導する立場にある生活保護査察指導員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について、正しい理解と認識を深めるため指導的な役割を果たすための研修を実施する。</p> <p>〔主催〕 京都府</p> <p>〔会場〕 京都市内</p> <p>〔内容〕 講義</p> <p>〔対象人員〕 約25名</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	福祉・援護課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
民生委員・児童委員協議会 代表者研修会		6月～7月	<p>地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるため、協議会代表者を対象とした研修会を実施する。</p> <p>〔内容〕 講義</p> <p>〔日数〕 3日(3会場) ※対象人数 170名</p> <p>〔会場〕 府内3ヶ所(北部、中部、南部) ※回数については、変更の可能性あり</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	介護・地域福祉課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	国、市町村、民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
民生委員・児童委員人権問題啓発研修会		4月～	<p>地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を地域（保健所等）ごとに実施する。</p> <p>〔内容〕講義 〔日数〕10日程度 〔会場〕府内10カ所程度</p> <p>※対象人数 2846名</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	介護・地域福祉課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	国、市町村、民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
社会福祉施設長研修会		6月	<p>社会福祉施設管理者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。</p> <p>〔事業種別〕研修会 〔テーマ等〕社会福祉施設における人権擁護について、専門家を講師に招き講演を開催 〔事業規模〕対象者：社会福祉施設長等 会場：府内2ヶ所（北部、南部） 参加数：約250名</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	介護・地域福祉課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
社会福祉施設職員等研修		5月～	<p>子ども、高齢者、障害者等と接する機会の多い社会福祉施設職員等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。</p> <p>〔内容〕研修会 〔日数〕6日 〔会場〕京都市内他</p> <p>〔参加数〕約580名</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	介護・地域福祉課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
高齢者、障害のある人			

事業名		実施時期	概要
京都府認知症介護に係る研修		4月～2月	<p>認知症高齢者を介護する介護職員等（初任者、実践者、リーダー）に対して、高齢者の人権を基本とし、たとえ認知症になったとしても、できるだけ住み慣れた地域における馴染みの人間関係や居住空間の中での暮らしが継続性のある支援の視点等を学ぶ。</p> <p>また、市町村における地域密着型介護施設の開設者、管理者、計画作成者等に対しても同様な研修を行うことで、より身近な環境で生活支援をする仕組み等を学ぶ。</p> <p>〔内容〕講義、現場実習、レポート等（研修により異なる） 〔日数〕講義：1日～10日 実地研修：1日、1ヶ月、2ヶ月（研修により異なる） 〔会場〕講義：京都府内（研修により異なる） 実地研修：介護保険施設等</p> <p>※対象者数 780名</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	介護・地域福祉課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
高齢者、障害のある人			

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
保育職員研修事業		随時	<p>家庭とともに人格形成期にある幼児の養育を担う保育所等職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。</p> <p>〔内 容〕 講義</p> <p>〔日 数〕 4日（全体研修、管理者研修、人権擁護研修等開催区分ごとの延べ日数）</p> <p>〔会 場〕 府総合社会福祉会館 ほか</p> <p>〔対象者数〕 330名</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	こども総合対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者	保育関係者		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
子ども			

事業名		実施時期	概要
児童虐待等総合対策事業 （市町村児童相談担当職員研修）		通 年	<p>児童虐待への理解を深め、市町村の児童相談担当職員等関係機関職員の資質向上を図るための研修を実施する。</p> <p>〔内 容〕 講義等</p> <p>〔日 数〕 7日（全体研修、児童相談所単位研修の延べ日数）</p> <p>〔会 場〕 府家庭支援総合センター ほか</p> <p>〔対象人数〕 各市町村児童相談担当職員（各市町村2名×25市町村）</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	家庭支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会、家庭		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
子ども			

【健康福祉部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
健康福祉事業従事職員人権研修会		1月頃	<p>保健福祉事業従事職員が様々な人権問題に対する認識・理解を高めることにより、府民一人一人の人権を尊重した保健福祉活動の推進を図る。</p> <p>[内容] 研修会 [テーマ] 障害者・母子・精神疾患・感染症等から選定 [事業規模] 30名程度 [対象者] 市町村及び保健所等において保健福祉事業に従事する職員等</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	健康対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【商工労働観光部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
公正採用選考啓発事業		5月	<p>(1)事業の目的・概要 職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、企業が行う採用選考の側面から、広く啓発を実施する。</p> <p>(2)内 容 ○府内企業人事担当者等（府内1,300社）対象</p> <p>○公正採用選考推進旬間啓発ポスター作成（5月20日頃（予定）／4,000枚）</p> <p>○公正採用選考推進旬間新聞意見広告（5月20日頃（予定）掲載／京都・朝日・毎日・読売・産経）</p> <p>○公正採用選考啓発TVスポット（5月20日頃～30日頃（予定）／KBS京都、15秒×25回）</p> <p>○JIS企画履歴書の配布（随時）</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	総合就業支援室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要																										
企業内人権問題啓発セミナー		5月 9月	<p>(1)事業の目的・概要 企業・職場における人権尊重意識の高揚を図るため、企業の人事担当者等を対象として、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修会を開催する。</p> <p>(2)内 容（今後、労働局と協議の上、内容に変更の可能性あり） ○事業種別 研修会の開催（講演又は取組事例発表） ○テーマ等 <講演> テーマ：「企業・職場における人権」 講 師：（公財）世界人権問題研究センター研究員、大学教授等 <取組事例発表> 府内企業における公正採用選考の取り組み （府内企業の人事担当者など） 高等学校における取り組み （府教委、府立高等学校進路指導担当など）</p> <p>○事業規模 公正採用選考推進旬間（5月20日頃～30日頃（予定））に4回程度開催 欠席企業を対象に9月中旬に1回（京都市内）開催</p> <p>○対象者及びその数 府内企業人事担当者等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開催回数</th> <th>開催場所</th> <th>参加者数（見込）</th> <th>開催時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南 部</td> <td>1</td> <td>宇治市</td> <td>250</td> <td rowspan="3">5月下旬</td> <td rowspan="3">公正採用選考推進旬間中に開催</td> </tr> <tr> <td>中 部</td> <td>2</td> <td>京都市内</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>北 部</td> <td>1～2</td> <td>福知山以北</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>欠席対象</td> <td>1</td> <td>京都市内</td> <td>-</td> <td>9月中旬</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		開催回数	開催場所	参加者数（見込）	開催時期	備考	南 部	1	宇治市	250	5月下旬	公正採用選考推進旬間中に開催	中 部	2	京都市内	800	北 部	1～2	福知山以北	200	欠席対象	1	京都市内	-	9月中旬	
	開催回数	開催場所		参加者数（見込）	開催時期	備考																							
南 部	1	宇治市		250	5月下旬	公正採用選考推進旬間中に開催																							
中 部	2	京都市内		800																									
北 部	1～2	福知山以北		200																									
欠席対象	1	京都市内		-	9月中旬																								
新規・継続	継続																												
担当課（室）	総合就業支援室																												
人権教育・啓発の対象・手法等																													
人権教育・啓発の場	企業・職場																												
特定職業従事者																													
人権教育・啓発の推進方策	国、市町村、民間との連携																												
解決に資する人権問題等																													
人権全般																													

【商工労働観光部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
企業・職場人権啓発推進事業		11月～2月	<p>(1) 事業の目的・概要 企業の代表者及び商工業関係団体役員等に対し、あらゆる差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図る。</p> <p>(2) 内容 ○事業種別 講演会及び啓発映画の上映</p> <p>○対象者及びその数 対象者：府内企業の代表者及び商工業関係団体役員等 対象者数：約500人・約400社（目標）</p> <p>○テーマ等 あらゆる人権問題解決のためのテーマを検討の上設定する</p> <p>○事業規模 目標参加者数：約500人・約400社 会場：府内4会場（京都・南丹、山城、中丹、丹後）</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	商業・経営支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
府営工業団地立地企業人権研修		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 府が造成した工業団地（長田野・アネックス京都三和・綾部）に立地する企業の人事・労務管理職等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。</p> <p>(2) 事業種別 講演会等の実施</p> <p>(3) 事業の対象者 長田野工業団地、アネックス京都三和及び綾部工業団地に立地する企業の人事・労務管理職等（70社対象）</p> <p>(4) テーマ等 あらゆる人権問題解決のためのテーマを検討して設定する</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	産業立地課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【商工労働観光部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
中小企業労働相談事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 解雇、賃金、労働条件など様々な労働問題について、無料相談を実施する。</p> <p>(2)内容 ○労働相談 月～金曜日 9:00～13:00 14:00～17:00（祝日・年末年始除く） ○非正規労働ほっとライン（社会保険労務士による労働相談） 毎週土曜日 9:00～13:00 14:00～17:00（祝日・年末年始除く） ○若者等労働ホットライン（社会保険労務士による労働相談） 月～金曜日 17:00～21:00（祝日・年末年始除く） ○特別労働相談（弁護士による労働相談） 毎月第3木曜日（要事前予約 来所相談のみ） ○働く人のメンタルヘルス相談（産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談） 毎月第2水曜日（要事前予約 来所相談のみ） ○インターネットによる労働相談の受付 ○ブラックバイト相談窓口設置</p> <p>【場所等】 ○京都府労働相談所（京都テルサ内） フリーダイヤル（京都府内限定）も利用可</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	労働・雇用政策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 府営工業団地立地企業の人権教育担当者等を対象として、各工業センター等が実施する研修に対して補助金を交付する。</p> <p>(2)事業種別 講演会、研修会等の実施、人権啓発ビデオの購入</p> <p>(3)補助対象団体 一般社団法人長田野工業センター 一般社団法人綾部工業団地振興センター</p> <p>(4)テーマ等 あらゆる人権問題解決のためのテーマを検討して設定する</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	産業立地課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【農林水産部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
農林漁業関係団体職員人権啓発研修		9月～3月	<p>農林漁業関係団体職員等の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるため研修を実施する。</p> <p>〔内 容〕 毎年1回、北部会場と南部会場の2会場で研修会の実施 テーマ：未 定 講師：未 定</p> <p>〔対象者〕 京都府内の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等の農林漁業関係団体職員及び府職員 (対象者数) 関係団体役職員 約4,600名</p> <p>〔会 場〕 北部会場及び南部会場 参加者数：約400名</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	農政課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
農村女性育成事業		4月～3月	<p>農村における女性の地位の向上や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発、女性の起業活動や社会参画活動の取組を支援する。</p> <p>〔内 容〕 ・家族経営協定の締結推進 協定締結に向けた京の農業応援隊による個別支援を推進 ・農産加工等起業活動支援 女性を対象とした起業化に向けた講座の開催 ・農村女性組織の育成 女性の力を活かして、直売、農産加工に取り組む農業者の経営向上を目的としたセミナーの開催</p> <p>〔対象者〕 農業に従事する女性(約18,500人)</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	流通・ブランド戦略課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

【農林水産部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
農林漁業関係団体役職員人権啓発研修費補助		4月～3月	京都府内の農林漁業関係団体が実施する人権啓発研修事業等に対する補助を行う。 [内 容] 研修会、講習会、資料作成等の実施に対する補助 テーマ等：未定 [対象者] 京都府農業協同組合中央会 京都府漁業協同組合 京都府森林組合連合会
新規・継続	継続		
担当課（室）	農政課、水産課、林務課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【建設交通部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
建設業者人権啓発研修		10～11月 (予定)	(1) 事業の目的・概要 府内の建設企業等を対象に、人権への理解を深めることで人権問題の解決に資することを目的とする。 (2) 内容 ○事業種別 研修会及び啓発ビデオ上映 ○対象者及びその数 府内所在の建設企業（府内約1万社対象） ○テーマ等 テーマ及び講師は未定 ○事業規模 目標参加者数 各会場100名 会場 南部会場…山城北土木事務所管内（予定） 北部会場…中丹西土木事務所管内（予定） 参加者数 南部会場…31名 北部会場…37名（H29実績）
新規・継続	継続		
担当課（室）	指導検査課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法による人権教育・啓発の実施		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
宅地建物取引業者人権啓発		通 年	(1) 事業の目的・概要 宅地建物取引業者が住生活の向上に寄与する重要な社会的責務を担っていることを踏まえて、業界団体研修会等の機会を捉え、又は団体において指導的立場にある役員等を対象にした人権研修会を開催し、「第2回宅建アンケート調査結果」や「土地調査問題」等を具体事例として、人権問題への配慮についての指導・啓発を行う。 宅地建物取引士の法定講習については、人権啓発を含む「宅地建物取引士の使命と役割」について、講習実施団体に対し、府から助言・指導を行ない、受講対象の全宅地建物取引士への指導・啓発を行う。 (2) 内容 ○（公社）京都府宅地建物取引業協会の会員研修会（通年、各支部毎に開催） 対象者・・・会員である宅建業者（約2,400社） ○（公社）全日本不動産協会京都府本部の会員研修会（通年、年4回程度開催） 対象者・・・会員である宅建業者（約750社） ○京都府と業界2団体による合同人権研修会（年1回開催） 対象者・・・業界2団体の本部・支部役員等（約100人） ○宅地建物取引士の法定講習会（毎月開催（30年度…全22回予定）） 対象者・・・京都府登録の宅地建物取引士（約1万人）
新規・継続	継続		
担当課（室）	建築指導課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教 育 庁】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要																
子どもの未来を守る事業		通 年	1 目的 京都府子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、施策を推進する。																
新規・継続	拡充		2 内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">京都式「学力向上教育サポーター」事業</td> <td>まなび・生活アドバイザー配置・派遣事業 ・「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着等を支援 ・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、小・中・高等学校に「社会福祉士等」を派遣</td> </tr> <tr> <td>京都式「効果のある学校」推進事業 困難な状況に置かれている児童生徒をはじめ、すべての児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現を図る学校づくりを推進</td> </tr> <tr> <td>小学生個別補充学習実施事業</td> <td>学習内容が高度化する小学4・5年生段階のつまずきを解消するため、個別補充学習を実施</td> </tr> <tr> <td>府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業</td> <td>府立高校の中退等を防止するため、学力に課題のある生徒を対象に個別指導を実施</td> </tr> <tr> <td>学びと育ちを支える保幼小等連携推進事業</td> <td>保幼小等の円滑な接続を図るため、小学校での体験入学等や言葉の習得等に効果的な取組を実施</td> </tr> <tr> <td>地域未来塾開設支援事業</td> <td>学習が遅れがちな中学生等を対象とした、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」の開設を支援</td> </tr> <tr> <td>訪問型家庭教育支援事業</td> <td>様々な課題を抱える家庭に対する訪問型の家庭教育支援体制を構築し、家庭や子どもを地域で支える取組を推進</td> </tr> </tbody> </table>		事 項	内 容	京都式「学力向上教育サポーター」事業	まなび・生活アドバイザー配置・派遣事業 ・「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着等を支援 ・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、小・中・高等学校に「社会福祉士等」を派遣	京都式「効果のある学校」推進事業 困難な状況に置かれている児童生徒をはじめ、すべての児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現を図る学校づくりを推進	小学生個別補充学習実施事業	学習内容が高度化する小学4・5年生段階のつまずきを解消するため、個別補充学習を実施	府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業	府立高校の中退等を防止するため、学力に課題のある生徒を対象に個別指導を実施	学びと育ちを支える保幼小等連携推進事業	保幼小等の円滑な接続を図るため、小学校での体験入学等や言葉の習得等に効果的な取組を実施	地域未来塾開設支援事業	学習が遅れがちな中学生等を対象とした、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」の開設を支援	訪問型家庭教育支援事業	様々な課題を抱える家庭に対する訪問型の家庭教育支援体制を構築し、家庭や子どもを地域で支える取組を推進
事 項	内 容																		
京都式「学力向上教育サポーター」事業	まなび・生活アドバイザー配置・派遣事業 ・「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着等を支援 ・子どもの状況に応じて、教育的、福祉的観点から学習・生活支援策を検討・実施できるよう、小・中・高等学校に「社会福祉士等」を派遣																		
	京都式「効果のある学校」推進事業 困難な状況に置かれている児童生徒をはじめ、すべての児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現を図る学校づくりを推進																		
小学生個別補充学習実施事業	学習内容が高度化する小学4・5年生段階のつまずきを解消するため、個別補充学習を実施																		
府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業	府立高校の中退等を防止するため、学力に課題のある生徒を対象に個別指導を実施																		
学びと育ちを支える保幼小等連携推進事業	保幼小等の円滑な接続を図るため、小学校での体験入学等や言葉の習得等に効果的な取組を実施																		
地域未来塾開設支援事業	学習が遅れがちな中学生等を対象とした、地域住民の協力による学習支援を行う「地域未来塾」の開設を支援																		
訪問型家庭教育支援事業	様々な課題を抱える家庭に対する訪問型の家庭教育支援体制を構築し、家庭や子どもを地域で支える取組を推進																		
担当課（室）	学校教育課 高校教育課 社会教育課																		
人権教育・啓発の対象・手法等																			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会、家庭																		
特定職業従事者																			
人権教育・啓発の推進方策																			
解決に資する人権問題等																			
子ども																			

【教 育 庁】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要																																			
いじめ防止・不登校支援等総合推進事業		通 年	1 目的 いじめ、不登校、問題行動などが社会問題となっていることを踏まえ、学校等における問題の早期発見・早期対応、児童生徒・保護者からの相談への対応など総合的なサポート体制の充実を図る。																																			
新規・継続	拡充・一部新規		2 内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">○未然防止から早期解消に向けて</td> </tr> <tr> <td>いじめ未然防止・早期解消支援チーム設置</td> <td>専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○早期発見・相談体制</td> </tr> <tr> <td>スクールカウンセラーの配置・派遣</td> <td>臨床心理士による児童生徒・保護者、教職員へのカウンセリング</td> </tr> <tr> <td>SNSを活用した相談体制の構築</td> <td>相談体制の構築に向けた調査研究を実施</td> </tr> <tr> <td>ネットいじめ対策</td> <td>学校非公式サイトなどネット上の監視</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○早期解決に向けた対応</td> </tr> <tr> <td>いじめ早期対応緊急指導教員の配置</td> <td>いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制を強化</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○重大事案への対応</td> </tr> <tr> <td>いじめ危機管理チームの派遣</td> <td>深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○組織の設置</td> </tr> <tr> <td>いじめ対応のための附属機関等の設置</td> <td>いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大自体の調査を実施する附属機関等を設置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○不登校対策の充実</td> </tr> <tr> <td>学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究事業</td> <td>適応指導教室の設置・機能拡充やフリースクール等との連携による不登校児童生徒への支援のための仕組みの構築に向けた調査研究を実施</td> </tr> <tr> <td>フリースクール連携推進事業</td> <td>府認定スクールが実施する、学校と連携した教育活動へ助成</td> </tr> <tr> <td>ふれあい宿泊学習の実施</td> <td>不登校傾向にある児童生徒対象の自然体験活動等</td> </tr> </tbody> </table>		事 項	内 容	○未然防止から早期解消に向けて		いじめ未然防止・早期解消支援チーム設置	専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施	○早期発見・相談体制		スクールカウンセラーの配置・派遣	臨床心理士による児童生徒・保護者、教職員へのカウンセリング	SNSを活用した相談体制の構築	相談体制の構築に向けた調査研究を実施	ネットいじめ対策	学校非公式サイトなどネット上の監視	○早期解決に向けた対応		いじめ早期対応緊急指導教員の配置	いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制を強化	○重大事案への対応		いじめ危機管理チームの派遣	深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣	○組織の設置		いじめ対応のための附属機関等の設置	いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大自体の調査を実施する附属機関等を設置	○不登校対策の充実		学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究事業	適応指導教室の設置・機能拡充やフリースクール等との連携による不登校児童生徒への支援のための仕組みの構築に向けた調査研究を実施	フリースクール連携推進事業	府認定スクールが実施する、学校と連携した教育活動へ助成	ふれあい宿泊学習の実施	不登校傾向にある児童生徒対象の自然体験活動等
事 項	内 容																																					
○未然防止から早期解消に向けて																																						
いじめ未然防止・早期解消支援チーム設置	専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施																																					
○早期発見・相談体制																																						
スクールカウンセラーの配置・派遣	臨床心理士による児童生徒・保護者、教職員へのカウンセリング																																					
SNSを活用した相談体制の構築	相談体制の構築に向けた調査研究を実施																																					
ネットいじめ対策	学校非公式サイトなどネット上の監視																																					
○早期解決に向けた対応																																						
いじめ早期対応緊急指導教員の配置	いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制を強化																																					
○重大事案への対応																																						
いじめ危機管理チームの派遣	深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣																																					
○組織の設置																																						
いじめ対応のための附属機関等の設置	いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大自体の調査を実施する附属機関等を設置																																					
○不登校対策の充実																																						
学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究事業	適応指導教室の設置・機能拡充やフリースクール等との連携による不登校児童生徒への支援のための仕組みの構築に向けた調査研究を実施																																					
フリースクール連携推進事業	府認定スクールが実施する、学校と連携した教育活動へ助成																																					
ふれあい宿泊学習の実施	不登校傾向にある児童生徒対象の自然体験活動等																																					
担当課（室）	学校教育課 高校教育課 社会教育課																																					
人権教育・啓発の対象・手法等																																						
人権教育・啓発の場	学校																																					
特定職業従事者	教職員																																					
人権教育・啓発の推進方策																																						
解決に資する人権問題等																																						
子ども																																						

【教 育 庁】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概 要
人権教育資料作成 (人権学習資料集〈高等学校編 Ⅱ〉(仮称))		通 年	<p>平成28年には、「部落差別の解消の推進に関する法律」等差別のない社会の実現を目指した法律が施行された。一方、子どもの人権を巡る状況は多様化・複雑化し、子どもの貧困等の新たな人権上の課題が顕在化している。</p> <p>児童生徒の発達の段階に応じた人権意識の高揚を図るために、年次計画的に人権学習資料集を作成しており、平成30年度は、多様な性の在り方やLGBT等についての理解・認識を深めるなど、普遍的な視点と個別的な視点の両面から、多様化・複雑化する人権問題に対応するとともに、主体的・対話的で深い学びの視点等を取り入れた人権学習資料集〈高等学校編 Ⅱ〉(仮称)を作成し、府内の高等学校教職員等に配布する。</p> <p>[内 容] 生徒の発達の段階等に応じた、より実践的な内容の学習教材及び指導の手引き</p> <p>[数 量] 7, 500部</p> <p>[配付先] 京都府内の公立小・中・義務教育学校・府立学校・市町(組合)教育委員会等</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	学校教育課(人権教育室)		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概 要
人権教育資料作成(人権教育進路保障資料)		通 年	<p>経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、府の援護制度一覧を作成し、府内の学校等に配布する。</p> <p>[内 容] 家庭訪問等で活用できる府の援護制度一覧</p> <p>[数 量] 22, 700部</p> <p>[配付先] 京都府内の小・中・義務教育学校・府立学校・市町村・保育所・幼稚園・保健所等相談機関等</p>
新規・継続	継続		
担当課(室)	学校教育課(人権教育室)		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園等・学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教 育 庁】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概 要
人権教育研究推進事業 (人権教育研究指定校事業)		通 年	<p>人権意識を培うための学校教育のあり方について、幅広い観点から実践的研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努め、その成果を府内全体の学校に波及させる。</p> <p>文部科学省指定（国）</p> <p>[指定校] 京都府立田辺高等学校（平成30年度）</p> <p>[研究主題] 「共生社会の実現を目指した、生徒への支援と生徒の相互理解～人権の視点でつながる学級づくり～」</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	学校教育課（人権教育室）		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概 要
人権教育研究推進事業 (人権教育総合推進地域事業)		通 年	<p>学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進し、地域全体で人権意識を培うための人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図り、その成果を府内全体の学校に波及させる。</p> <p>文部科学省指定（国）</p> <p>[指定地域] 長岡京市（長岡中学校区）（平成30年度）</p> <p>[研究主題] 「人権尊重の精神の高揚」～つかむ・つなぐ・つむぐ～</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	学校教育課（人権教育室）		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教 育 庁】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概 要
人権教育推進事業（学習教材・啓発資料整備）		通 年	<p>○ 学校、地域社会、企業・職場等あらゆる場面で、生涯の各時期に応じて人権について学ぶことができるよう、視聴覚教材を整備する。</p> <p>〔対象者〕 府民（約260万人）</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概 要
森と小川の教室推進事業		6～8月	<p>障害のある子どもと障害のない子どもが、るり溪の自然の中で共同生活を体験し、多様な立場を理解し、心のふれあいを深めながら支援する心を培い、ノーマライゼーションの一層の進展を図る。また、多様な自然体験活動を通して、自立心・主体性を培うとともに、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施する。</p> <p>〔内 容〕 キャンプ及び自然体験活動、スタッフ研修会、親子説明会、体験発表会等</p> <p>〔対象者〕 府内の小学4年生～中学生、特別支援学校小学部4年生～中学部までの児童生徒約30名（キャンプ定員）（障害のある子どもの割合は約1/2）</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
子ども、障害のある人			

【教 育 庁】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
トータルアドバイスセンター設置事業		通 年	<p>不登校やいじめなど学校教育に関すること及び子育てやしつけなどの家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く、幼児児童生徒、保護者、教職員等に対して、適応指導相談員（精神科医、臨床心理士）、家庭教育カウンセラー（臨床心理士）、教育相談指導員（京都府総合教育センター電話相談員）、京都府総合教育センター研究主事等が課題解決のための援助及び助言を目的とする総合的な教育相談を実施する。</p> <p>〔内 容〕 教育相談 対象者：京都府立学校または府内（京都市を除く）の市町（組合）立学校、幼稚園等に通う幼児、児童生徒やその保護者、学校教育関係者</p> <p>〔実施方法・相談時期〕 電話教育相談：毎日 24時間対応 メール相談：毎日 24時間受付 来所教育相談：毎週月～金 10:00～17:00 巡回教育相談：月1回程度（各教育局等）</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	学校教育課、社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭、学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
子ども			

【教 育 庁】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要																	
教職員研修事業		通 年	<p>人権教育の基本的取組事項と重点的取組事項を理解し、教職員自らのステージに応じた実践ができるよう多様な性の在り方やLGBT等に係る人権問題など様々な人権問題についての理解と認識を深め、人権教育に関する知識・技能の向上を図ることを目的とした研修を行う。</p> <p>〔内 容〕</p> <p>○京都府総合教育センター等における研修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修区分</th> <th>対象者</th> <th>研修内容</th> <th>講師</th> <th>研修方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本研修 (教職経験年数別研修)</td> <td>新規採用教職員(350人) 10年経験教職員(450人) 講師(200人)</td> <td>・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用等</td> <td>・センター職員 ・人権教育室指導主事 ・各教育局指導主事</td> <td>・講義 ・実践発表 ・研究協議 ・演習</td> </tr> <tr> <td>専門研修 (領域等・職能別研修等)</td> <td>教職員(450人)</td> <td>・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用等</td> <td>・府内の教職員 ・学識経験者</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○学校における人権研修 対象者：教職員 研修内容：年間研修計画に基づき計画的・系統的に実施 ・人権教育を推進していくための認識の深化を目指した研修 ・体罰根絶、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた研修 ・人権学習の教材及び指導方法に関わる研修 ・様々な人権問題の現状と課題を理解するための研修 ・保護者啓発を兼ねたPTAとの合同研修 等 研修方法：講義、講演、研究協議、ワークショップ、フィールドワーク</p> <p>○京都教育大学への派遣研修 対象者：教職員 研修内容：人権教育に関する専門的知識及び技能を修得するための研修</p> <p>○独立行政法人教員研修センターでの研修 対象者：教職員 研修内容：人権教育に関する国内外の動向や、人権教育に関する効果的な指導方法等に関わる研修</p>			研修区分	対象者	研修内容	講師	研修方法等	基本研修 (教職経験年数別研修)	新規採用教職員(350人) 10年経験教職員(450人) 講師(200人)	・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用等	・センター職員 ・人権教育室指導主事 ・各教育局指導主事	・講義 ・実践発表 ・研究協議 ・演習	専門研修 (領域等・職能別研修等)	教職員(450人)	・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用等	・府内の教職員 ・学識経験者	
研修区分	対象者		研修内容	講師	研修方法等															
基本研修 (教職経験年数別研修)	新規採用教職員(350人) 10年経験教職員(450人) 講師(200人)		・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用等	・センター職員 ・人権教育室指導主事 ・各教育局指導主事	・講義 ・実践発表 ・研究協議 ・演習															
専門研修 (領域等・職能別研修等)	教職員(450人)		・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用等	・府内の教職員 ・学識経験者																
新規・継続	継続																			
担当課(室)	学校教育課																			
人権教育・啓発の対象・手法等																				
人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園等、学校																			
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員																			
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成 調査・研究成果の活用																			
解決に資する人権問題等																				
人権全般																				

【教 育 庁】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権教育推進事業（人権教育指導者研修会）		8月 11月	<p>社会状況の変化に伴う多様化・複雑化する人権問題についての理解と認識を深め、地域の実情に応じた人権教育を推進するために、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上を図る研修会を2回実施する。</p> <p>[対象者] 社会教育主事、社会教育指導員、社会教育施設関係職員、社会教育関係者、学校教育関係者、社会教育関係団体員、その他（人権教育の指導・啓発を担当する関係者等） 約80名（参加人数）</p> <p>[研修内容] ・様々な人権問題の現状と課題 ・参加型学習を取り入れた学習内容や方法の工夫改善 等</p> <p>[講師] ・社会教育課社会教育主事、府内の教職員、学識経験者、行政関係者 他</p> <p>[研修方法等] ・講義、講演 ・演習（参加型学習を取り入れた学習内容の工夫・改善） ・実践報告・実践交流</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権教育推進事業 （人権教育（教育局別）行政担当者等研究協議会）		通 年	<p>各教育局において、人権教育指導者研修会等の内容も踏まえながら、関係機関との連携を図り、人権に関する課題解決の方策についての研究協議を行うとともに、管内市町村の人権に関する取組状況の情報交換を実施する。</p> <p>[対象者] 各市町村社会教育・人権教育行政担当者、学校教育関係者、人権教育推進協議会指導者等 年間延べ約700人（参加人数）</p> <p>[内 容] ・人権に関する課題解決の方策についての研究協議 ・管内市町村の人権に関する取組状況等の情報交換 ・人権教育に関する研修会 ・フィールドワーク 等</p> <p>[実施回数] 各教育局毎3回程度</p> <p>[その他] ・人権教育指導者研修会の内容を踏まえ、各地域での人権問題についての課題に対応した人権教育の充実方策について考える機会としている。</p>
新規・継続	継続		
担当課（室）	社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【警察本部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要	要
職務倫理教養		通年	(1) 事業の目的・概要 職員一人ひとりがその職責の自覚を深め、府民の信頼と期待に応える警察活動を日々推進するために必要な倫理観、使命感及び責任感を醸成することを目的とする。 (2) 事業種別 職場教養 (3) 事業の対象者及びその数 全警察職員 (4) テーマ等 ○ 職務倫理教養教材（人権に関する諸問題）を活用した教養 ○ 具体的事例に基づいた人権に関するグループ討議等の実施 ○ 人権をテーマとした有識者による講話の実施	
新規・継続	継続			
担当課（室）	教養課			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	企業・職場			
特定職業従事者	警察職員			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法			
解決に資する人権問題等				
人権全般				

事業名		実施時期	概要	要
手話研修		未定 (年4回)	(1) 事業の目的・概要 警察職員に対する手話習得や聴覚障害者への理解普及を推進する。 (2) 事業種別 研修会 (3) 事業の対象者及びその数 各警察署の窓口等担当者（25人） (4) テーマ等 ○ 部内手話素養者等を講師としてブラッシュアップ講座を開催 ○ 研修受講者による各警察署における全署員を対象とした還元教養 ○ 各警察署に手話映像教材を整備	
新規・継続	新規			
担当課（室）	教養課			
人権教育・啓発の対象・手法等				
人権教育・啓発の場	企業・職場			
特定職業従事者	警察職員			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法			
解決に資する人権問題等				
障害のある人				

【警察本部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
採用時における人権教育		通年	(1) 事業の目的・概要 新たに採用した警察職員に対して、その職務の遂行に必要な基礎的知識を習得させるとともに、社会人として必要な人権に対する認識を深めることを目的としている。 (2) 事業種別 警察学校における入校時教養 (3) 事業の対象者及びその数 新規採用の警察職員 約260人 (4) テーマ等 【講義】 ・ 男女共同参画社会、女性差別、児童の権利に関する問題への理解 ・ バリアフリー社会、多文化共生、内部障害、同和に関する問題への理解 ・ ハラスメント問題への理解 ・ 認知症高齢者に対する理解 【体験型学習】 ・ 高齢者疑似体験等を通じた社会的弱者に対する理解の醸成 【社会見学】 ・ 社会福祉施設への見学を通じた障害者や高齢者等に対する理解の醸成
新規・継続	継続		
担当課(室)	警察学校		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
ハラスメント相談員研修会		5月	(1) 事業の目的・概要 ハラスメント防止対策を徹底し、職員の能力が発揮される良好な職場環境を確立することを目的とする。 (2) 事業種別 研修会 (3) 事業の対象者及びその数 各警察署のハラスメント相談員(約100人) (4) テーマ等 ○ 講義 ○ グループ討議 ○ 事例発表等
新規・継続	継続		
担当課(室)	警務課人事第四係		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
社会の変化等による課題			

【警察本部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
犯罪被害者支援巡回教養		通年	(1) 事業の目的・概要 各警察署の指定被害者支援要員等に対して、具体的な支援要領等について教養することにより、被害者等の心情に配慮した支援活動の推進を図る。 (2) 事業種別 各警察署における巡回教養 (3) 事業の対象者及びその数 全警察職員 (4) テーマ等 犯罪被害者支援に関する講義
新規・継続	継続		
担当課(室)	警務課犯罪被害者支援室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

事業名		実施時期	概要
犯罪被害者支援担当者研修会		4月	(1) 事業の目的・概要 警察署において犯罪被害者支援を担当する警察官に対して、具体的な支援事例や効果的な支援方策を教養することにより、被害者等の心情に配慮した支援活動の推進を図る。 (2) 事業種別 研修会 (3) 事業の対象者及びその数 各警察署の犯罪被害者支援担当者(25人) (4) テーマ等 ○ 犯罪被害者支援に関する講義 ○ 犯罪被害者等による講演等
新規・継続	継続		
担当課(室)	警務課犯罪被害者支援室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

【警察本部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
本部被害者支援要員研修会		4月	(1) 事業の目的・概要 死傷者多数事案が発生した場合を想定し、あらかじめ本部所属の職員を被害者支援要員として指定し、具体的な支援要領等を教養することにより、被害者等の心情に配慮した初期的支援活動の推進を図る。 (2) 事業種別 研修会 (3) 事業の対象者及びその数 警察本部所属の被害者支援要員（90人） (4) テーマ等 死傷者多数事案発生時の被害者支援要領に関する講義等
新規・継続	継続		
担当課（室）	警務課犯罪被害者支援室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

事業名		実施時期	概要
新規性犯罪指定捜査員等研修会		6月	(1) 事業の目的・概要 性犯罪捜査における被害者の身体的・精神的負担の軽減を図り、被害者の心理状態に配慮した捜査活動を推進するための実務能力の習得を図る。 (2) 事業種別 研修会 (3) 事業の対象者及びその数 新たに性犯罪捜査に従事することとなった女性警察官等（約60人） (4) テーマ等 ○ 実務に即した性犯罪捜査要領 ○ 被害者支援に関する講義
新規・継続	継続		
担当課（室）	捜査第一課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

【警察本部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
性犯罪捜査専科		12月	(1) 事業の目的・概要 性犯罪被害の潜在化を防止し、捜査過程における被害者の精神的負担の軽減を図り、性犯罪捜査を適正かつ強力に推進するための実務能力の向上を図る。 (2) 事業種別 警察学校における専科教養 (3) 事業の対象者及びその数 警察署で性犯罪捜査の実務経験の少ない警察官等（約25人） (4) テーマ等 ○ 専門的知識・技能を習得するための性犯罪捜査要領 ○ 被害者支援に関する講義
新規・継続	拡充		
担当課（室）	捜査第一課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

事業名		実施時期	概要
児童虐待・児童の性的搾取事案等に対する適切な対応		通年	(1) 事業の目的 児童虐待や児童の性的搾取に係る被害児童に対するケアや、いじめや暴力行為の未然防止等を通じた、人権に配慮した支援活動の効果的な推進を図る。 (2) 内容 ○ テーマ等 ・ 臨床心理士による少年相談及び少年心理分析の実施 ・ 福祉犯の効果的な取締りの実施 ・ 関係機関、団体と連携した非行防止教室や立ち直り支援の実施
新規・継続	継続		
担当課（室）	少年課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
子ども			

【警察本部】

平成30年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
サイバー犯罪被害等防止を目的とした講演活動		通年	(1) 事業の目的 府民がサイバー犯罪の加害者にも被害者にもならない社会づくりを促進する。 (2) 内容 ○事業種別 講演会 ○テーマ等 ネット安心アドバイザーによる、ネットモラルの向上やサイバー犯罪被害等の防止を目的とした講演活動の実施
新規・継続	継続		
担当課(室)	サイバー犯罪対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
社会の変化等による課題			